

**鳥取県告示第 871 号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数 10 トン以上 30 トン未満の船舶を使用するものに限る。）に係る許可の申請期間を平成 18 年 12 月 15 日から同月 22 日までと定めたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博